



後期高齢者医療制度に関する要望書

令和4年6月1日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 窓口負担のあり方について

窓口負担割合の見直しに関しては、被保険者や医療機関に十分配慮する必要があることから、国による丁寧な説明及び周知・広報を行うとともに、必要な経費について財政支援を確実に実施すること。加えて、国においては、コールセンターをできるだけ長い期間設置すること。

また、三師会や医療機関へ速やかな情報提供と丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2 標準システム関連について

標準システム改修関連経費について、国主導によるシステムの改修、制度改正に伴う独自システムの改修のどちらにおいても、後期高齢者医療制度を運営するうえで必要不可欠なものであることから、広域連合をはじめ、市区町村の財政負担とならないよう、国庫による十分な財政支援を行うこと。

また、令和5年度に予定されている標準システムの機器更改ではクラウド化を検討されている。その機器更改に向けては、広域連合の意見を十分踏まえたうえで、必要な機能の開発を進めること。

3 新型コロナウイルス感染症対策関連について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免については、財政支援を令和4年度も引き続き行うとともに、減免に要する費用全額を財政支援すること。

4 財政関係について

特別高額医療費共同事業について、医療の高度化に伴い拠出金超過の広域連合が増加することが懸念されるため、同事業に対する後期高齢者医療制度事業費補助金に関して、適正な予算の確保に努めること。

国保総合システムの次期更改に当たり、システムが極めて公共性の高い重要なインフラとしての役割を担っていることに鑑み、保険者に新たな財政負担が生じないように引き続き十分な財政支援を行うこと。

将来的な制度の持続可能性を高めるために、財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用できる仕組みを継続し、高齢者にとって急激な負担増とならないよう対策を講ずること。

5 制度運営体制について

骨太方針 2021 において、中長期的な課題として検討を深めることとされている後期高齢者医療制度の運営体制について、持続可能で効率的な運営が可能となるよう、その進捗状況及び今後の見通しについて情報提供すること。

また、生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要であり、制度の維持及び財政の安定化を図るため、現行の医療扶助の維持を求める。

さらに、広域連合へ職員を派遣する市区町村に対して、地方財政措置の充実を図り、職員定数上の緩和措置を設けるなど、派遣しやすい環境を整備すること。

6 マイナンバー制度関連について

広域連合からの取得勸奨に当たっては、J-LIS を経由した情報提供が必要となることから、74 歳までの取得勸奨とともに一括して行うほうが、実務及びコスト両面から有効であるため、令和 4 年度以降については、年齢に関わらず一括して J-LIS が取得勸奨を行うこと。

また、被保険者の利便性を高めるため、医療機関や薬局に対して、オンライン資格確認等システム導入の働きかけとシステム利用に対する支援を実施すること。

7 大規模災害などについて

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者に対する保険料や一部負担金の減免措置に要する経費については、引き続き財政支援を行うこと。

また、減免措置の規模を縮小・終了するに当たっては、必要な激変緩和措置を講ずるとともに、被保険者への周知については、国においても広報や広域連合に必要な支援を行うこと。

8 保健事業について

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、今後も安定的かつ継続的な事業実施ができるよう、国の関係部署間において十分な連携・調整を図るとともに、広域連合の財政運営と人材確保に対して、恒久的により一層充実した支援を行うこと。

また、健康診査及び歯科健康診査について、後期高齢者に適した健診項目の検討及び国庫補助率の引上げを行うとともに、実態に即した基準単価を設定するなど、十分な財政措置を講ずること。

9 第三者行為関連事務の取組強化について

第三者行為求償事務への更なる取組強化を図るため、厚生労働省から関係省庁に対して、本制度の趣旨の理解と共有ならびに取組実施のための連携・協力について働きかけを行うとともに、必要な法整備や制度の趣旨に沿った全保険者共通の体制を構築すること。

10 保険料の軽減措置について

元被扶養者が免除されている所得割額の賦課については、「賦課開始時期を引き続き検討する。」とされているが、低所得者等の生活に大きな影響を与えるものであるため、現行制度を継続すること。

保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法について、税法上の所得をそのまま引用できるように制度面及び法制面の課題を解決し、国民健康保険制度の改正と合わせて実施すること。

以上

令和4年6月1日

厚生労働大臣 後藤茂之様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦

